

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 庁舎日常清掃業務(オープンカウンタ方式による調達)
2 施 行 場 所 栃木県鹿沼市口栗野839番地2 独立行政法人水資源機構思川開発建設所
栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958番地4
独立行政法人水資源機構思川開発建設所 南摩ダム管理棟
3 業 務 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在しており、かつ、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者であること。
3 見 積 書 等
1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することができます。
2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
3)提出期限 令 和 7 年 3 月 26 日 16:00 まで
4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所 経理課
FAX 0289-85-1211
5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積微取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月27日 12:00 までとします。
6)そ の 他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
5 そ の 他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

庁舎日常清掃業務

仕様書

令和7年3月

独立行政法人水資源機構
思川開発建設所

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）が施行する庁舎日常清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。

(業務の履行場所)

第2条 業務を履行する場所は、次のとおりとする。

栃木県鹿沼市口栗野839番地2

独立行政法人水資源機構 思川開発建設所

栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958番地4

独立行政法人水資源機構 思川開発建設所 南摩ダム管理棟

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 思川開発建設所

一 每回実施する項目

・トイレ清掃 男子トイレ 1、2階

女子トイレ 1、2階 計4箇所

上記4箇所の便器、便座及び床、洗面台の清掃、ゴミ・汚物の処理

衛生雑貨（トイレットペーパー、石けん、ゴミ袋等）の確認、補充

・ゴミの収集小屋までの搬出（リサイクルゴミ（シュレッダーゴミ）は所定の場所へ）

二 汚れ等の状況により、適宜行う業務

・流し台清掃（1、2階）

・床清掃（正面玄関、通路、階段、各会議室）・・・掃き掃除とモップかけ

・男子更衣室、浴室掃除・・・床、浴槽、浴室の掃除

・このほか清掃が必要な箇所についてはその都度協議とする。

(2) 思川開発建設所 南摩ダム管理棟

一 每回実施する項目

・トイレ清掃 男子トイレ 1、2階

女子トイレ 1、2階

多目的トイレ 1、2階 計6箇所

上記4箇所の便器、便座及び床、洗面台の清掃、ゴミ・汚物の処理

衛生雑貨（トイレットペーパー、石けん、ゴミ袋等）の確認、補充

・ゴミの収集場所までの搬出（リサイクルゴミ（シュレッダーゴミ）は所定の場所へ）

二 汚れ等の状況により、適宜行う業務

・食堂、給湯室の床及び流し台清掃（1、2階）

・床清掃（正面玄関、エントランスホール、通路、階段、乾燥室、各会議室、多目的室、食堂等）・・・掃き掃除、モップかけ等

・男子更衣室、女子更衣室（1階）・・・床清掃

・男子休憩室、女子休憩室、脱衣所、浴室（2階）・・・床、浴室の掃除

・このほか清掃が必要な箇所についてはその都度協議とする。

(業務の履行期間)

第4条 請負者（以下「受注者」という。）は、次の各号により業務を履行するものとする。

一 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

二 履行日及び履行時間

週2回実施 9:00～17:00の時間の内2時間45分

(毎週火曜日、金曜日の9:00～11:45の間を基本とし、履行日時の変更を希望する場合は、あらかじめ発注者に連絡し、了解を得るものとする)

その他機関が特に指定する日

三 除外する履行期間

前2号に定める履行期間及び履行日のうち日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、8月12日から8月15日及び12月29日から1月3日までの日、前日が祝日等により休日である火曜日は業務を行わないものとする。

(現状復旧義務等)

第5条 受注者は、前条に定める施設等を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、棄損したときは原形に復旧しなければならないものとする。ただし、その滅失が受注者の責に帰すべき事由によるものではないと発注者が認めたときはこの限りでない。

(業務の履行報告)

第6条 受注者は、毎月の業務の実施状況について、当該月の翌月の18日までに別途定める就業報告書を発注者に提出するものとする。

(消耗品等)

第7条 トイレットペーパー、水石鹼、ゴミ袋等の衛生雑貨及び清掃用具は、発注者が支給、貸与するものとし、その費用を発注者が負担する。

(その他)

第8条 受注者は、盜難、災害の予防については、一般社会通念上考えられる必要な措置を執り、十分注意するとともに、特に火災予防については、万全を期するものとする。

2 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

数量表

件名：庁舎日常清掃業務

項目	履行場所	規 格	単位	数量	備考
清掃業務従事者	思川開発建設所	9時00分から17時00分までの時間内における9時00分から11時45分を基本とする。	回	68	実施曜日(毎週) ・火曜日 ・金曜日
清掃業務従事者	南摩ダム管理棟		回	90	

(参考)

【思川開発建設所】庁舎日常清掃業務 令和7年度 数量(日数)表

4月	5月	6月																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
6	7	1	2	3	4	5	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28
7月	8月	9月																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
6	7	1	2	3	4	5	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	7	8	9	10	11	12	13
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	14	15	16	17	18	19	20
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	21	22	23	24	25	26	27
10月	11月	12月																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	1	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		21	22	23	24	25	26	27
1月	2月	3月																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31				

※庁舎返還予定に伴い、1月以降の清掃は見込まない。

【南摩ダム管理棟】庁舎日常清掃業務 令和7年度 数量(日数)表

4月						
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

請　　書

1 件　　名　　庁舎日常清掃業務

2 場　　所　　栃木県鹿沼市口栗野839番地2
　　　　　独立行政法人水資源機構　思川開発建設所
栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958番地4
　　　　　独立行政法人水資源機構　思川開発建設所　南摩ダム管理棟

3 期　　間　　自　令和7年　4月　1日

至　令和8年　3月31日

4 請負代金額　　¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構　分任契約職

思川開発建設所長　　殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱う個人情報の管理の状況について、必

要に応じて調査することができるものとし、また、受注者はそれに協力しなければならない。

5 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い宇都宮簡易裁判所又は宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

様式第2号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年3月13日に交付された庁舎日常清掃業務の見積依頼書等を受領しました。

<連絡先>

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X番号 :

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。